

**「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち
「60GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備の多様化に係る技術的条件」
に関する調査の進め方**

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」(諮問第2009号)のうち、「60GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備の多様化に係る技術的条件」に関し、以下のとおり調査を開始することとする。

1 検討対象システム及び調査事項

(1) 対象システム

60GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備(小電力の移動体検知センサー)

(2) 調査事項

・60GHz帯広帯域センサー(パルス変調方式)の導入に必要な技術基準の検討

令和元年5月に制度化された60GHz帯広帯域センサーについて、新たな変調方式(パルス変調方式)の導入に向け、空中線電力、占有周波数帯幅等の技術基準について、他の無線システムへの影響を確認した上で検討を進める。

2 検討スケジュール

別紙1のとおり

3 その他

本件の検討事項について、委員会が調査研究のために必要とする情報を収集し、委員会の検討を促進させるために、「60GHz帯無線設備作業班」を再開することとする。本作業班の運営方針は別紙2のとおり。

なお、必要に応じて、関係者をオブザーバーとして参加させることとする。

今後のスケジュール(案)

年月	分科会・委員会	作業班
令和2年 7月	7/3(金)～7/9(木) 委員会 (メールによる検討) ・検討再開報告 7/14(火) 分科会 ・検討再開報告	7/30(木) 第6回作業班 ・調査検討事項・進め方の確認 ・既存無線システムとの共用検討
8～9月		9/〇〇(〇) 第7回作業班 ・既存無線システムとの共用検討 ・技術的条件案
10月 ～12月		11/〇〇(〇) 第8回作業班 ・報告案 12/〇〇(〇) 第9回作業班 ・報告案とりまとめ
令和3年 1～3月	1/13(水) 委員会 ・委員会報告案とりまとめ (意見募集30日程度) 3/3(水) 委員会 ・意見募集の結果とそれに対する陸上無線通信委員会の考え方 3/30(火) 分科会 ・一部答申	

60GHz 帯無線設備作業班の運営方針

1 作業班の構成

- (1) 作業班は、陸上無線通信委員会(以下「委員会」という。)主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班主任は、委員会主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任から指名された者がこれに当たる。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の調査研究及び議事を掌握する。
- (2) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (3) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (4) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、構成員に調査研究の協力を求めることができる。
- (6) 主任は、必要があると認める時は、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (7) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 会議及び資料の公開

会議及び資料は、次の場合を除いて原則公開する。

- (1) 会議及び資料を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益及び公共の利益を害するおそれがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。